令和6年度(2024年度)熊本県保健医療推進協議会次第

日時:令和7年(2025年) | 月24日(金)午後2時から

場所:県庁防災センター201会議室

- |開会
- 2 健康福祉部長挨拶
- 3 会長及び副会長選任
- 4 議題
 - (1) 第8次熊本県保健医療計画の取組状況について
 - (2) その他
- 5 閉 会

熊本県保健医療推進協議会委員名簿

(任期:就任の日からR8.3.31まで) (委員氏名50音順・敬称略)

	所属	役職等	氏名50音順	備考
1	熊本県歯科医師会	会 長	伊藤 明彦	
2	熊本保健科学大学	教 授	岡順子	
3	熊本大学	教 授	加藤貴彦	
4	熊本県介護保険施設連絡協議会 (熊本県療養病床·介護医療院連絡協議会)	代 表	金澤 知徳	
5	熊本県訪問看護ステーション 連絡協議会	理事	木村 浩美	
6	熊本県町村会	高森町長	草村 大成	欠席
7	熊本県社会福祉協議会	常務理事	坂本 公一	
8	熊本県医師会	副会長	坂本 不出夫	
9	熊本県消費者団体連絡協議会	会 長	神保 京子	欠席
10	熊本県精神科協会	副会長	高森 薫生	欠席
11	熊本県議会厚生常任委員会	副委員長	堤 泰之	
12	熊本県保険者協議会	副会長	富田 和典	
13	熊本県薬剤師会	会 長	富永 孝治	
14	熊本大学病院	病院長	平井 俊範	
15	熊本県医師会	会 長	福田 稠	
16	熊本県市長会	人吉市長	松岡 隼人	
17	全国自治体病院協議会 熊本県支部	支部長	水田 博志	
18	熊本県看護協会	会 長	本 尚美	
19	熊本県PTA連合会	会 長	山口 法子	
20	全日本病院協会熊本県支部	支部長	山田 一隆	

令和6年度(2024年度)熊本県保健医療推進協議会 配席図

令和7年1月24日(金)14:00~ 県庁防災センター201会議室

出入]								関係	課席						
			子 デロど 3	高三猪課長でがい者支援課	永野課長が批戦ケア	久保田課長 高齢者支援課	浦田課長 国保·高齢者医療課	境課長	小夏課長 小夏課長	笠課長 医療政策課	弓掛課長 健康危機管理課	入田課長 健康福祉政策課	高岡政策調整審議員	加藤課長補佐	須藤主幹。	田中参事
受付				0		お子ども・障がい ○	金之 正 安 智 語 盟	Y 牧	1. 份 房	山建東富止部長 ()		也日 医		性場建東局長 〇	0	0
					福祉		金		-	P (1)) b		 (性 場]	
			Ē	冨田	和典	委員	0									
				堤	泰之	委員	0					0	山田	一隆	委員	
		席			公一不出夫		0					0	山口	尚美 法子		
		傍聴			浩美		0						水田本	博志		
		報道席	Ŝ	金澤	知徳	委員	0					0	松岡	隼人	委員	
			, t	加藤	貴彦	委員	0					0	福田	刮 稠	委員	
出 入 口				尹藤岡	明彦順子	委員 委員	0					0		孝治 俊範		
			,				_	\$	<u> </u>				l	4.1		
										()	1				
								五1	長席	副会	区市					

熊本県保健医療推進協議会設置要項

(設置)

第1条 熊本県保健医療計画の推進に関し必要な事項を協議するために、熊本 県保健医療推進協議会(以下「県協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

- 第2条 県協議会は、熊本県保健医療計画の作成・推進に関し必要な次の事項 について協議する。
 - (1) 健康づくりと疾病予防対策に関する事項
 - (2) 保健医療提供体制に関する事項
 - (3) 保健・医療及び福祉の機能連携等に関する事項
 - (4) その他熊本県保健医療計画の推進に関する事項

(組織)

- 第3条 県協議会は、委員30人以内で構成する。
- 2 委員は、学識経験者、保健医療及び福祉関係団体の構成員、一般県民を代表する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱された日から、当該委嘱された日の属する年度の翌年 度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とす る。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第4条 県協議会に会長及び副会長を1人置く。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、県協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。 (会議)
- 第5条 県協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。
- 2 県協議会は、必要と認めるときは、関係機関等から意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 県協議会の庶務は、熊本県健康福祉部健康福祉政策課において処理する。

(専門委員会)

- 第7条 県協議会に、必要に応じ専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会の名称及び運営その他必要な事項は、別に定める。

(地域協議会)

- 第8条 県協議会に、地域保健医療推進協議会(以下「地域協議会」という。) を置く。
- 2 地域協議会は、熊本県保健医療計画に定める保健医療圏ごとに設置し、その名称及び庶務を処理する機関は別表のとおりとする。

- 3 地域協議会は、熊本県保健医療計画の作成・推進に関し、当該地域において必要な次の事項について協議する。
 - (1) 健康づくりと疾病予防対策に関する事項
 - (2) 保健医療提供体制に関する事項
 - イ 地域における必要な医療の確保に関する事項
 - ロ 病院開設計画等に関する事項
 - ハ へき地保健医療に関する事項
 - ニ 救急医療に関する事項
 - ホ その他保健医療提供体制の整備に関し必要な事項
 - (3) 保健・医療及び福祉の機能連携等に関する事項
 - (4) 保健医療圏を所管する保健所の運営に関する事項
 - (5) その他熊本県保健医療計画の推進に関する事項
- 4 第3条から第5条までの規定は、地域協議会について準用する。この場合において、第3条から第5条中「県協議会」とあるのは「地域協議会」と、第3条第2項中「学識経験者」とあるのは「各市町村健康づくり推進協議会委員並びに学識経験者」と、同項及び同条第3項中「委嘱」とあるのは「依頼」と読み替えるものとする。

(地域協議会の専門部会)

- 第9条 地域協議会に、必要に応じ専門部会(以下「部会」という。) を置くことができる。
- 2 部会の名称及び運営その他必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、県協議会の会長、専門委員会の会長、地域協議会の会長及び部会の会長が、それぞれの委員の会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要項は、昭和63年4月26日から施行する。
- 2 熊本県保健医療対策推進組織設置要項(昭和49年2月1日制定)は、廃止する。

附 則

- 1 この要項は、平成2年7月13日から施行する。
- 2 平成2年7月13日現在で任期途中にある委員は、任期満了までその身分 を有効とする。

附 則

1 この要項は、平成9年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要項は、平成10年6月29日から施行する。
- 2 改正後の第3条第3項及び第8条第5項の規定は、施行日以後の任期満了 に伴う改選により委員に委嘱又は依頼される者について適用する。

附 則

- 1 この要項は、平成13年4月2日から施行する。 附 則
- 1 この要項は、平成15年10月15日から施行する。
 附 則
- 1 この要項は、平成18年6月27日から施行する。 附 則
- 1 この要項は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- 1 この要項は、平成30年12月25日から施行する。 附 則
- 1 この要項は、令和6年11月27日から施行する。

別表(第8条関係)

保健医療圏名	地域協議会の名称	庶務
熊本・上益城圏域	熊本·上益城地域保健医療推進協議会	御船保健所
宇城圏域	宇城地域保健医療推進協議会	宇城保健所
有明圏域	有明地域保健医療推進協議会	有明保健所
鹿本圏域	鹿本地域保健医療推進協議会	山鹿保健所
菊池圏域	菊池地域保健医療推進協議会	菊池保健所
阿蘇圏域	阿蘇地域保健医療推進協議会	阿蘇保健所
八代圏域	八代地域保健医療推進協議会	八代保健所
芦北圏域	芦北地域保健医療推進協議会	水俣保健所
球磨圏域	球磨地域保健医療推進協議会	人吉保健所
天草圏域	天草地域保健医療推進協議会	天草保健所

第8次熊本県保健医療計画の構成・体系

県医療審議会 第8次熊本県保健医療計画 (諮問) (意見等を反映) 第1編 基本構想 [基本目標] 市町村等の関係機関 県民意識調査 県民が地域で安全・安心に暮らし続けられるための 持続可能な保健医療体制の構築 保 地域医療構想の推進 健 医 療 第2編 基本計画 進捗状況 推 報告·評価i 〔施策の柱〕 進 整合•連携 協 生涯を通じた健康づくり 議 1 地域でいつまでも安心して暮らせる保健医療の提供 会 地域の保健医療を支える人材の確保・育成 地域における健康危機への対応 地 域 第3編 二次保健医療圏における計画の推進に向けて(圏域編) 健 二次保健医療圏ごとに圏域の特性に応じた課題と取組の方向 医 性を整理し本計画へ統合し、県計画と一体的に取組を推進する。 ①熊本・上益城 ②字城 ③有明 ④鹿本 ⑤菊池 進捗状況 : ⑦八代 ⑧芦北 ⑨球磨 ⑩天草 報告・評価Ⅰ 協 第4編 計画の実現に向けて(県民・関係機関の役割、進行管理など) 会

(関係計画)

- ◇ くまもと21ヘルスプラン
- ◇ 熊本県がん対策推進計画
- ◇ 熊本県循環器病対策推進計画
- ◇ 熊本県歯科保健医療計画
- ◇ 熊本県健康食生活·食育推進計画
- ◇ 熊本県アルコール健康障害対策
- ◇ 熊本県ギャンブル等依存症対策推進計画
- ◇ 熊本県自殺対策推進計画
- ◇ 熊本県感染症予防計画
- ◇ 熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画
- ◇ 熊本県肝炎対策推進計画
- ◇ 熊本県結核対策プラン
- ◇ 熊本県高齢者福祉計画 ・介護保険事業支援計画
 - ◇ 市町村老人福祉計画 ・介護保険事業計画
- ◇ 熊本県障がい者計画
- ◇ くまもと子ども・子育てプラン

など